

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱い（特例措置）

H23. 8. 30

対象者		被災3県 ^(※) に主たる営業所を有する建設業者	被災した建設業者（被災3県に主たる営業所を有する建設業者を含む）
措置の内容			
許可	有効期間の再延長	<ul style="list-style-type: none"> ・H24. 2. 29まで再延長 ・可能な限り早期の更新申請を促進 （更新申請があった場合、更新後の有効期間は原則更新処分時）	<ul style="list-style-type: none"> ・申出があった場合、H24. 2. 29までの範囲で許可行政庁が個別に延長可能
	許可更新時の財産的基礎の取扱い	—	<ul style="list-style-type: none"> ・H25. 3. 31までの更新申請については、 ①被災により申請時の直前の決算期における財務諸表の提出ができないと認められた場合、確定している最新の財務諸表（以下「直近の財務諸表」という。）による審査を認める。 ②直近の財務諸表では財産的基礎を満たしていない場合、直近の財務諸表の一期前の財務諸表による審査を認め、当該一期前の財務諸表が財産的基礎を満たしていれば、一定の条件を付す等により更新を認める。
	営業所の取扱い	—	<ul style="list-style-type: none"> ・震災前に現に設置していた営業所（以下「元の営業所」という。）の実態がないが、元の営業所に戻り営業する意思があり仮移転により営業を継続している場合には、仮移転先の報告を求める。 ・仮移転先の報告があった場合には、H25. 3. 31までは元の営業所において営業を行っているものとみなす。
経営事項審査	有効期間の再延長	<ul style="list-style-type: none"> ・H24. 2. 29まで再延長 ・可能な限り早期の受審を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・申出があった場合、H24. 2. 29までの範囲で審査行政庁が個別に延長可能
	審査における取扱い	—	<ul style="list-style-type: none"> ・H25. 3. 31までを審査基準日とする経審については、 ①被災により直前の決算期における財務諸表等の提出ができないと認められた場合、直近の経審において用いた数値による受審を認める。 ②①の該当者の翌年度以降の経審においては、確認可能な決算期の数値を用いての受審を認める。

※ 被災3県：岩手県、宮城県及び福島県（全域）をいう。

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱い（特例措置の概要）

H23. 8. 30

23.3.11

23.6末

23.8末

24.2末

25.3末

許 可	有効期間の再延長	<p>＜特定被災地域本店企業＞</p> <p>有効期間の延長(更新不要)</p>	<p>＜被災3県本店企業※1＞</p> <p>有効期間の再延長(更新不要)</p> <p>更新申請期限 (継続して営業するためには更新期限までに更新申請が必要)</p>
	許可更新時の財産的基礎の取扱い		<p>＜被災企業※2＞</p> <p>H25. 3. 31までの更新申請については財産的基礎について特別の取扱いを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災により申請時の直前の決算期における財務諸表の提出ができないと認められた場合、確定している最新の財務諸表(以下「直近の財務諸表」という。)により審査。 直近の財務諸表では財産的基礎を満たしていない場合、その一期前の財務諸表で満たしていれば、一定の条件を付す等により更新を認める。
許 可	営業所の取扱い	<p>＜被災企業＞</p> <p>届出義務の免責</p> <p>営業所が倒壊等していても再建する意思があればあるものとみなす運用</p>	<p>＜被災企業＞</p> <p>H25. 3. 31までは、営業所について仮移転先の報告による特別の取扱いを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、H23. 9. 1以降は通常どおり変更届(場合によっては許可換え)が必要。 ただし、震災前に現に設置していた営業所(以下「元の営業所」という。)の実態がないが、元の営業所に戻り営業する意思があり仮移転により営業を継続している場合には、仮移転先の報告を求める。当該報告があった場合にはH25. 3. 31までは元の営業所において営業を行っているものとみなす。
	有効期間の再延長	<p>＜特定被災地域本店企業＞</p> <p>有効期間の延長(受審不要)</p>	<p>＜被災3県本店企業＞</p> <p>有効期間の再延長(受審不要)</p> <p>受審期限 (継続して公共工事を受注するためには受審期限までに受審が必要)</p>
経 営 事 項 審 査	審査における取扱い		<p>＜被災企業＞</p> <p>H25. 3. 31までを審査基準日とする経審については特別の取扱いを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 直前の決算期における財務諸表等の提出ができない場合、直近の経審において用いた数値により審査。翌年度以降は、確認可能な決算期の数値により審査。

※1 被災3県本店企業:岩手県、宮城県及び福島県(全域)に主たる営業所を有する建設業者

※2 被災企業:東日本大震災による被害を受けた建設業者